

# 青森県報

第三千四百十七号

平成二十三年  
七月二十五日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

保安林の指定解除予定	(林政課)	…
右 同	( 同 )	…
特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生	(水産振興課)	…
漁船保険付保義務の同意を求めるとの届出	(下北地域 県民局)	…
正 誤		
昭和三十六年十月十六日号外条例中	(総務学事課)	…

## 告 示

青森県告示第六百二十二号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十三年七月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 解除予定保安林の所在場所

三戸郡新郷村大字戸来字雨池一の九八（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 保安林を解除しようとする理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び新郷村役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第六百二十三号

次のとおり森林について保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十三年七月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 解除予定保安林の所在場所

三戸郡新郷村大字戸来字雨池一の九八（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 保安林を解除しようとする理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び新郷村役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第六百二十四号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十二条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十三年七月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）

区 域 区 分

下北郡東通村大字尻笥字天神林一二の三 東 忠重	尻笥区域 尻笥漁業協同 組合の地区	総トン数二十ト ン未満の漁船に より行う漁業で あって、主とし ていかつり漁業
下北郡東通村大字尻笥字下堀川三 小向井 保蔵		
下北郡東通村大字尻笥字尻笥七 林 一喜		
下北郡東通村大字尻笥字天神林二二の二 中村 貞孝		総トン数十ト ン未満の漁船に よつて、主とし て一本釣漁業
下北郡東通村大字尻笥字尻笥六 小笠原 清春		
下北郡東通村大字尻笥字尻笥八の二 向井 正喜		底建網漁業

青森県告示第六百二十五号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定によ  
り、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定によ  
る同意を求めるための届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとお  
り公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年七月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

届 出 事 項	指定漁船調書の縦覧	場 所
加入区 名 称 發起人の住所及び氏名 期 間 場 所	指定漁船調書の縦覧	場 所
むつ むつ市大字奥内字浜奥内五番地一 新 谷 富 也 むつ市大平町三三番九号 大 室 石 夫 むつ市大字城ヶ沢字城ヶ沢三三番地 木 村 司	平成二十三年 七月二十五日 から同年八月 八日まで	むつ市漁業 協同組合

正 誤

総務学事課

昭和三十一年六月	発行年月日	区 分	番 号	ジペ	段	行	誤	正
号	号	条 例	第五八号	一 二	下	一 三 二	(実施調査)	(実地調査)

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町一丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭